

## 福生市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

### 1 目的

福生市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、福生市内の住宅、建築物の耐震化を図り震災から市民の生命及び財産を守ることを目的として福生市耐震改修促進計画で定めた住宅耐震化の目標達成に向け、耐震改修助成に関する情報の提供、市民への意識啓発、改修事業者の技術力向上を図る等の取組を行い、住宅の耐震化を促進するものである。

### 2 位置付け

福生市耐震改修促進計画を補完する施策として、同計画第4章1に基づき策定する。

### 3 対象区域

横田基地内を除いた市内全域とする。

### 4 対象建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)における旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に工事着手した耐震基準)で建てられた2階建て以下の一戸建て木造住宅を対象とする。

### 5 取組期間

令和7年度から令和10年度まで

### 6 取組内容

#### (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

|                |   |
|----------------|---|
| 令和7年度          | 市内全戸に住宅の耐震化に関するパンフレットを配布する。   |
| 令和8年度<br>～10年度 | 旧耐震基準により建築された住宅の所有者に対して、耐震化に関するダイレクトメールを送付する。   |
| 令和10年度         | 東京都の地震に関する地域危険度測定調査において総合危険度における危険量が0.3棟/ha以上の地域に存在する旧耐震基準の木造住宅の所有者を個別訪問し、耐震化に関する案内を行う。 |

#### (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

ア 耐震診断助成金制度を活用した耐震診断の結果報告時に、耐震改修助成制度の案内及びパンフレットを配布する。

イ 耐震診断後概ね1年以上を経過しても耐震改修等を行っていない建築物の所有者に対し、電話等により耐震改修助成金制度の案内及び耐震改修工事が可能な事業者リストを配布し、実施を促す。

(3) 耐震改修事業者の技術的な向上に係る取組

ア 東京都と連携し、木造住宅耐震改修事業者講習会を実施する。

イ 東京都または地域の関係団体等と連携し、耐震改修工事が可能な事業者リストを作成し公表する。

(4) その他の普及啓発活動等

ア 広報、ホームページ等により住宅耐震化の必要性について周知を行う。

イ 展示ブースにおいて、耐震化の重要性について意識啓発を行う。

ウ 福生市の耐震化支援制度の紹介パンフレットを作成し、窓口等で配布する。

7 実績の公表

毎年度、実施及び達成状況を市のホームページにおいて公表する。